

議第 8 7 号

呉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

呉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年呉市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6) ～(9) 略</p> <p>4・5 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) <u>教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（<u>当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u>）</p> <p>(6) ～(9) 略</p> <p>(10) <u>5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</u></p> <p>4・5 略</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条第 3 項第 5 号の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。